

議 長 日程第6「議案第45号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」
について、町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第45号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のよ
うに定める。

令和4年12月6日提出、松田町長 本山博幸。

提案理由。人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与に
ついて所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いい
たします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

総務課長 それでは、議案第45号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
につきまして御説明させていただきます。今回の給与条例の改正につきましては、
人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じ、職員の給与について所
要の改正をしたいので改正を図るものでございます。

本年の人事院勧告のポイントにつきましては、ボーナスの引き上げがされて
おります。民間の支給割合との均衡を図るために、ボーナスの引き上げ分を0.
1か月分を民間の支給状況等を踏まえて勤勉手当で引き上げるものでございま
す。施行日の、施行期日の記載からですね、第1条、第2条の条立てによる一
部改正を行っております。

改正内容につきましては、第1条では勤勉手当について、6月と12月の年2
回支給でございますが、6月は既に支給済みでございます。12月の勤勉手当で
0.1か月分を引き上げ、1.05か月に改めるものでございます。また、一般職給
料表におきましても、給料月額が民間との初任給及び給与の格差を解消を図る
ため、新卒の採用職員の初任給について、一般大卒で3,000円、一般職高卒で4,
000円を引き上げるほか、20代半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員に
も一定の改善が及ぶよう、30代半ばまでの職員が在職する号給について改正を
行うものでございます。

また、第2条につきましては、来年度の勤勉手当において、令和5年の4月
1日からの分としまして、6月と12月に均等となるよう、0.05か月分ずつ配分

し、1か月に改めるものでございます。

それでは、恐れ入ります。議案7枚目の参考資料、松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第1条関係、新旧対照表を御覧ください。右が現行、左が改正案でございます。

1ページの第21条、勤勉手当の規定でございます。第2条第1項1号については、職員の勤勉手当基礎額を現行の100分の95から100分の105に改めるものでございます。第2号については、再任用職員の勤勉手当基礎額を現行の100分の45から100分の50に改めるものでございます。

別表第1、第3条関係、一般職給料表、1/2は、次ページ2ページからですね、7ページまでは1級から4号給の給料表を改正しております。一般職給料表2/2は、7ページから12ページまでで、5級から8級の給料表を改正しております。

また、第13ページにおきましては、別表第2、第3条関係、医師職給料表として、13ページから17ページまでを記載させていただいております。

17ページですね、中段を御覧ください。松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例、第2条関係でございます。第21条は、勤勉手当の規定でございます。第2項第1号については、職員の勤勉手当基礎額を現行の100分の105から100分の100に改めるものでございます。

第2項第2号は、再任用職員の規定の適用について、現行の勤勉手当基礎額を100分の50から100分の47.5に改めるものでございます。

恐れ入ります。10ページお戻りいただきまして、議案本文の9ページをお願いいたします。附則でございます。施行期日、第1項は、この条例の第1条については公布の日から施行し、第1条による改正後の松田町職員の給与に関する条例別表の規定は令和4年4月1日から、改正後の条例第21条第2項の規定は同年12月1日から適用する。

第2項は、この条例の第2条は令和5年4月1日から施行するものでございます。

第3項は、給与の内払いの規定でございます。改正後の条例の規定を適用す

る場合においては、改正前の松田町職員の給与の規定に基づいて支給される給与は、改正後の条例の規定による支給の内払いとみなします。

なお、参考資料2は11月22日の全員協議会で御説明した資料を添付させていただいておりますので、後ほど御高覧ください。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

ございませんか。質疑を打ち切ってよろしいですか。

(「なし」の声あり)

質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第45号松田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。